C　枠組協定に基づく共同活動の実施のために必要なインタフェース、統合及び安全に関する技術データの移転は、この条の規定により要求される場合を除くほか、通常、制限なく行われるものとする。

D　物品、財産的価値を有するデータ及び輸出管理の対象となる技術データの全ての移転については、次の規定に従う。

1　当事国政府又はその関係者がこれらの物品又はデータのうち保護が維持されるべきものを移転する必要があると認める場合には、当該物品については特別の指定を行い、及び当該データについては表示を付する。

2　1に規定する物品の指定及びデータへの表示においては、当該物品及び当該データが受領側の当事国政府及び関係者により実施取決めに基づく受領側の当事国政府又は関係者の責任を果たすためにのみ利用されること並びに当該物品及び当該データが提供側の当事国政府による事前の書面による許可なしに他の団体に開示され、又は再移転されないことを明示する。

3　受領側の当事国政府及び関係者は、明示されている条件に従うものとし、これらの物品及びデータを許可されていない利用及び開示から保護する。

E　枠組協定に基づく共同活動の実施において移転される全ての物品、表示を付された財産的価値を有するデータ及び表示を付された輸出管理の対象となる技術データは、受領側の当事国政府又は関係者によって関連する実施取決めのためにのみ利用される。受領側の当事国政府又は関係者は、実施取決めに基づく活動が終了した後、提供側の当事国政府又は関係者の指示に従い、当該実施取決めに基づいて提供された全ての物品、表示を付された財産的価値を有するデータ及び表示を付された輸出管理の対象となる技術データを返還し、又はその他の方法により処分する。

F　両当事国政府は、契約上の仕組み又はこれと同等の措置を通じ、その関係者がこの条の規定に従うようにする。

第九条　知的財産権

A　枠組協定のいかなる規定も、一方の当事国政府又はその貢献者の発明又は著作物であって、枠組協定の効力発生前に又は範囲外で行われ、又は創作されたものに対する権利又は利益（当該発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）及び当該著作物の著作権を含む。）を他方の当事国政府に明示的又は黙示的に付与するものと解してはならない。

B　枠組協定に基づく共同活動の実施において専ら一方の当事国政府又はその貢献者によって行われた発明又は創作された著作物に対する権利又は利益（当該発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）及び当該著作物の著作権を含む。）については、当該一方の当事国政府又はその貢献者が有する。当該一方の当事国政府とその貢献者との間の当該発明又は当該著作物に対する権利又は利益の配分は、適用される法令、規則及び契約上の義務により決定する。

C　枠組協定に基づく共同活動の実施において共同発明が行われることは、見込まれない。ただし、枠組協定に基づく共同活動の実施において、両当事国政府によって共同で発明が行われた場合には、両当事国政府は、次の事項について六十日以内に誠実に協議し、及び合意する。

1　共同発明に対する権利又は利益（当該共同発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）を含む。）の配分

2　共同発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）を設定し、及び維持するために負うべき責任及び費用並びにとるべき措置

3　両当事国政府間で交換し、又は一方の当事国政府が他方の当事国政府に付与する実施権その他の権利の条件

D　両当事国政府は、共同で創作した著作物については、両当事国政府が当該著作物の著作権の登録を決定する場合には、著作権を登録し、及び著作権の保護を維持する（いずれの国におけるものであるかを問わない。）ために負うべき責任及び費用並びにとるべき措置について誠実に協議し、及び合意する。

E　各当事国政府は、前条（物品及び技術データの移転）及び次条（広報）の規定に従うことを条件として、枠組協定に基づく共同活動から生ずる著作権のある著作物（専ら他方の当事国政府によって若しくは他方の当事国政府のために創作されたものであるか又は他方の当事国政府と共同で創作されたものであるかどうかを問わない。）について、自己のために複製し、派生的な著作物を作成し、頒布し、及び公表し、並びに他の者が自己に代わってそれらを行うことを認める取消し不能な無償の権利を有する。両当事国政府は、前条（物品及び技術データの移転）の規定に従って表示を付された著作権のある著作物は、同条及び次条（広報）の規定の適用上、財産的価値を有するデータに該当することに合意する。

F　知的財産に関する法律の適用上、枠組協定に基づく共同活動の実施において一方の当事国政府が登録した宇宙物体において行われる活動は、当該一方の当事国政府の国の領域においてのみ行われたものとみなす。一方の当事国政府又はその実施機関若しくは関係者による他方の当事国政府が登録した宇宙物体において行われる活動への参加は、それ自体では、前段に規定する当該活動に対する管轄権を変更し、又はこれに影響を及ぼさない。

G　宇宙物体において当該宇宙物体を登録した一方の当事国政府の自国民以外の者が行った発明について、当該一方の当事国政府は、他方の当事国政府の国の領域における特許出願を妨げるために発明の秘密に関する自国の法律を適用してはならない。この規定は、(a)特許出願が最初に行われた当事国政府が当該特許出願の秘密を管理し、若しくは当該特許出願のその後の出願を制限する権利又は(b)出願がその後に行われた他方の当事国政府が国際的な義務に基づいて出願の開示を制限する権利を害するものではない。

第十条　広報

A　両当事国政府は、枠組協定に基づく自己の活動に関する広報を行う権利を保持する。両当事国政府は、枠組協定に基づく他方の当事国政府の責任又は活動に関連する情報を公開することに関し、事前に相互に調整する。

B　両当事国政府は、科学的な良い慣行に適合する方法により、適当な出版物における公表又は科学に関する会議における発表を通じて国際科学界が科学的な成果を適時に入手することができるようにする。